

作成日	2006年 3月 6日
改訂日	2022年 1月 27日

安全データシート (SDS)

1. 化学物質及び会社情報

化学物質等の名称	液体苛性ソーダ (25~48%)
会社名	株式会社 樋江井商店
住所	愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目 264 番地
担当部門	品質管理部
担当者	樋江井 正博
電話番号	0587-95-4777
FAX番号	0587-95-2738
Eメール	m-hiei@k3.dion.ne.jp
推奨用途及び使用上の制限	本製品は業務用(工業用)で、主な用途は人絹、スフ、セロハン、合成繊維等の製造、染料中間物・香料・医薬品等の製造、油脂の製造、石鹼等の製造、各種ソーダ塩類の製造、水の軟化剤、アルカリ蓄電池の電解液、化粧品原料等です。食用品・医療用および農業用その他特殊用途に使用される場合には、貴社にて事前に安全性をご確認の上、ご使用下さい。体内に埋植注入したり、または体内に本製品の一部分が残留する恐れのある用途には使用しないで下さい。

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	: 爆発物	区分に該当しない
	可燃性ガス	区分に該当しない
	エアゾール	区分に該当しない
	酸化性ガス	区分に該当しない
	高压ガス	区分に該当しない
	引火性液体	区分に該当しない
	可燃性固体	区分に該当しない
	自己反応性化学品	区分に該当しない
	自然発火性液体	区分に該当しない
	自然発火性固体	区分に該当しない
	自己発熱性化学品	区分に該当しない
	水反応可燃性化学品	区分に該当しない
	酸化性液体	区分に該当しない
	酸化性固体	区分に該当しない
	有機過酸化物	区分に該当しない
	金属腐食性化学品	区分 1
	鈍性化爆発物	区分に該当しない

健康有害性	: 急性毒性(経口) 急性毒性(経皮) 急性毒性(吸入: 気体) 急性毒性(吸入: 蒸気) 急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト) 皮膚腐食性/刺激性 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 呼吸器感作性 皮膚感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 誤えん有害性	区分3 分類できない 区分に該当しない 分類できない 分類できない 区分1 区分1 分類できない 区分に該当しない 区分に該当しない 分類できない 分類できない 区分1(呼吸器系) 分類できない 分類できない
環境有害性	: 水生環境有害性 短期(急性) 水生環境有害性 長期(慢性) オゾン層への有害性	区分3 区分に該当しない 分類できない

GHS ラベル要素
絵表示



注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	: 金属腐食のおそれ (H290) 飲み込むと有害 (H301) 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 (H314) 臓器の障害(呼吸器系) (H370) 水生生物に有害 (H402)

注意書き

安全対策	: 他の容器に移し替えないこと。(P234) ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260) 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。(P270) 環境への放出を避けること。(P273) 適切な保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

応急措置

:	飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。(P301+P310) 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331) 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353) 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させるこ
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

と。(P304+P340)

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

(P305+P351+P338)

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)

直ちに医師に連絡すること。(P310)

特別な処置が必要である(このラベルの『4. 応急処置』を見よ)。(P321)

口をすすぐこと。(P330)

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363)

物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。(P390)

保管

: 施錠して保管すること。(P405)

廃棄

: 内容物/容器を国際、国、都道府県、市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

: 混合物

一般名

: 水酸化ナトリウム

化学物質等の名称	含有量(%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
水酸化ナトリウム	25-48	NaOH	1-410	公表	1310-73-2
水 (H ₂ O)	52-75	H ₂ O	対象外	対象外	7732-18-5

分類に寄与する不純物及び安定化添加物：情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

: 被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
直ちに医師に連絡すること。診断、手当てを受けること。
医師の指示なく、油類その他の薬を薬傷部に塗ってはならない。

眼に入った場合

: 水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に連絡し、診察を受けること。
瞼を開き水が全面に行き渡るように行う。眼球を傷つける可能性があるため、眼をこすったり固く閉じさせてはならない。

飲み込んだ場合

: 直ちに医師に連絡すること。
意識があれば水で口の中をよく洗浄し、直ちに医師の手当てを受けること。
意識がない場合は、口から何も与えてはならない。
腐食性の製品であるため、吐き出させると危険性が増すので無理に吐かせ

	ないこと。 特別な処置が必要である(このラベルの補足的な応急処置の説明を見よ)。
急性症状及び遅発性症状 の最も重要な徴候症状	: 皮膚の発赤、痛み、肺水腫、腹痛、ショック 吸入、接触量が多いほど腐食性の症状は急激である。肺水腫等の症状は遅れて発現する場合がある。 吸入：灼熱感、咽頭痛、咳、息苦しさ、息切れ、肺水腫。症状は遅れて現れることがある。 皮膚接触：発赤、痛み、重度の皮膚熱傷、水疱 眼：発赤、痛み、かすみ眼、重度の熱傷 経口摂取：灼熱感、腹痛、ショックまたは虚脱
応急措置をする者の保護	: 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 汚染された衣類や保護具を取り除く。 救助者が有害物に触れないよう手袋を使用するなど注意する。 誤飲または吸入の被災者に人工呼吸をする場合には口対口法を用いてはいけない。 逆流防止バルブの付いたポケットマスクや医療用呼吸器を用いて人工呼吸を行う。
医師に対する特別な 注意事項	: 情報なし

5. 火災時の措置

適切な消火剤	: 本製品は不燃性である。周辺火災に適した消火剤を使用する。 粉末消火用薬剤、泡消火剤、二酸化炭素、砂等、周辺火災に適した消火剤を使用する。
使ってはならない消火剤	: 情報なし
消火を行う者の保護	: 耐薬品性着衣を着用する。適切な呼吸用保護具を用いる。 消火作業の際は、耐熱手袋、ゴーグル型保護眼鏡、空気呼吸器、保護衣(耐熱性)、ゴム長靴を着用する。
特有の危険有害性	: 不燃性であるが、加熱されると腐食性および毒性のヒュームを発生するおそれがある。 水分や水に接触すると、可燃性物質の発火に十分な熱を発生する。 加熱により、爆発する恐れがある。
特有の消化方法	: 消火作業は風上から行う。 移動できない場合は、容器およびその周辺に散水し、輻射熱による温度上昇を防ぐこと。 危険でなければ危険区域から容器を移動する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 容器内に水を入れてはいけない。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	: 漏出時の処理を行う場合には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣を着用すること。
---------------------------	-----------------------------------------

	漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立入りを禁止する。
	作業は風上から、保護具を着用して行う。
環境に対する注意事項	: 環境中に放出してはならない。河川等に排出され、環境への影響を及ぼさないように注意する。
回収・中和方法	
少量の場合	: 吸収剤(例: 乾燥土、砂、不燃性布)で拭き取る。 密閉できる遮光性の空容器に回収すること。
大量の場合	: 土砂等で流出防止用の堤防を作り、空容器に回収するか、または土砂等に吸収させてから容器に回収する。できるだけ取り除いたあと、漏出した場所は多量の水で洗い流す。この場合濃厚な廃液が、下水溝、河川等に流入しないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法 及び機材	: 漏洩物を掻き集めて、空容器に回収する。 汚染区域を希酸(希塩酸、希硫酸、酢酸など)で中和し、大量の水で希釈して洗い流す。 本製品は強アルカリなので、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。必要があればさらに希塩酸、希硫酸などで中和する。 処理後の土砂については、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
二次災害の防止策	: 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策 (局所排気・全体換気等)	: 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 取り扱う場合は、局所排気内、または全体換気の設備のある場所で行う。
安全取扱注意事項	: アルカリ性なので、酸性の製品との接触をさける。 屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。 この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 接触、吸入または飲み込んではいけない。 眼、皮膚との接触を避ける。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 環境への放出を避けること。
接触回避	: 『10. 安定性及び反応性』を参照。
衛生対策	: この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
保管	
技術的対策	: 保管場所には製品を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

- 適用法令を遵守する。
- 混触危険物質 : 第 10 項を参照。
- 安全な保管条件 : アルカリ性なので、酸性の製品とは同一場所に保管しない。
容器を密閉して換気の良い涼しいところに保管すること。
酸化性物質・過酸化物と同じ場所に置かないこと。
施錠して保管する。
耐腐食性/耐腐食性内張りのある耐腐食性容器に保管すること。
- 安全な容器包装材料 : 軟鋼、銅、アルミニウム、亜鉛には腐食性があるため、ステンレスまたはポリエチレン製の容器に保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 未設定
- 許容濃度 : 2 mg/m³ 2020 年度
(日本産業衛生学会)
- 許容濃度 (ACGIH) : 2 mg/m³ TLV-STEL Ceiling 、2019 年版

成分名	管理濃度	許容濃度 (日本産業衛生学会)	許容濃度 (ACGIH)
水酸化ナトリウム	情報なし	【最大許容濃度】 2 mg/m ³	TWA -, STEL C 2 mg/m ³

- 設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。設置位置を明瞭に表示すること。
作業所の十分な換気を確保する。

保護具

- 呼吸器用保護具 : 吸入による暴露が懸念される場合は呼吸保護具の装着が推奨される。
防塵マスク、空気呼吸器
- 手の保護具 : 適切な保護手袋を着用すること。
ニトリルゴム、および塩ビは適切な保護材料ではない。
ネオプレンが推奨される。
- 眼の保護具 : 化学用ゴーグルまたはフェイスシールド
適切な眼用保護具：保護眼鏡、ゴーグル顔面保護シールド
撥ね飛びまたは噴霧によって眼および顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、および顔面シールドを着用すること。
- 皮膚及び身体の保護具 : 飛沫が飛ぶ可能性のあるときは、全身の化学用保護衣(耐アルカリスーツ等)を着用する。一切の接触を防止するにはネオプレン製の手袋、エプロン、ブーツ、または全身スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状態、形状 : 水溶液、液体
濃度、温度により固化することがある。
- 色 : 無色、灰色、薄灰色

臭い	: 無臭
pH	: 14 (1mol/L)
融点	: 11°C (48%水溶液)
凝固点	: データなし
沸点	: 138°C (48%水溶液)
引火点	: 該当しない(不燃性液体)
自然発火点	: 該当しない(不燃性液体)
分解温度	: データなし
可燃性	: 非該当、不燃性
蒸気圧	: データなし
相対密度	: 1.5 (48%、20°C)
密度	: データなし
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: 水: 109 g /100ml (20°C、苛性ソーダ固体として) 水: 42 g /100ml (0°C、苛性ソーダ固体として)
n-オクタール/水の分配係数 (log Kow)	: -3.88
爆発限界 (vol %)	: データなし
燃焼又は爆発範囲(上限、下限)	: 該当しない(不燃性液体)
粘性率	: データなし
粒子サイズ	: データなし
粒径分布	: データなし
粒子形状	: データなし
粒子アスペクト比	: データなし
粒子比表面積	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: この製品自体は不燃性であり、それ自身は燃えない。 爆発、発火などの危険性はないが、酸と接触した場合には激しく発熱する。
反応性、化学的安定性	: 通常の条件下では安定 空気中の炭酸ガスを吸収して、炭酸ナトリウムを生成することがある。
危険有害反応可能性	: アルカリ性なので、酸と反応し発熱する。 アルミ、錫、亜鉛、クロムなどの金属と反応して、可燃性の水素を発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。 水で希釈すると希釈熱が発生する。 アンモニウム塩と反応して、アンモニアガスを発生させる。
避けるべき条件	: 水、湿気、混触危険物との接触。
混触危険物質	: 酸化剤、強酸、銅、亜鉛、アルミニウムおよびこれらの合金。
危険有害な分解生成物	: 情報なし

11. 有害性情報

急性毒性(経口)	: つなぎの法則から、区分3とした。
----------	--------------------

	LD ₅₀ 経口 ラット : 325 mg/kg 固形苛性ソーダ
急性毒性(経皮)	: データなし
急性毒性(吸入: 気体)	: GHS 定義で液体であるので、区分に該当しない。
急性毒性(吸入: 蒸気)	: データなし
急性毒性(吸入: 粉じん)	: GHS 定義で液体であるので、区分に該当しない。
急性毒性(吸入: ミスト)	: データなし
皮膚腐食性/刺激性	: pH が 11.5 以上であるので、区分 1 とした。
眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性	: pH が 11.5 以上であるので、区分 1 とした。
呼吸器感作性	: データなし
皮膚感作性	: 0.1%以上含まれる成分が、呼吸器感作性および皮膚感作性の可能性を示すデータはない。
生殖細胞変異原性	: 製品あるいは製品に 0.1%以上含まれる成分が、突然変異原性または遺伝子毒性をもつことを示すデータはない。
発がん性	: データ不足のため分類できない。
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 1 の成分が \geq 10% ; 区分 1 (臓器; 呼吸器、経路; 経口、吸入)。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: データなし
誤えん有害性	: データなし
有害性その他	: 情報なし

水酸化ナトリウムの有害性情報

急性毒性(経口)	: ウサギの LD ₅₀ 値 325 mg/kg (SIDS, 2002) のデータのみで、げっ歯類のデータがないため、分類できないとした。 LD ₅₀ 経口 ラット : 325 mg/kg
急性毒性(経皮)	: データなし LD ₅₀ 経皮 ウサギ : 1350 mg/kg
急性毒性(吸入: 気体)	: GHS の定義における固体である。
急性毒性(吸入: 蒸気)	: データなし
急性毒性(吸入: 粉じん)	: データなし
皮膚腐食性/刺激性	: ブタの腹部に 2N(8%)、4N(16%)、6N(24%)溶液を適用した試験で、大きな水疱が 15 分以内に現れ、8%および 16%溶液は全表皮層に重度の壊死を生じ、24%溶液においては皮下組織の深部に至る壊死を伴う無数かつ重度の水疱が生じたとの報告(SIDS(2009))、およびウサギ皮膚に 5%水溶液を 4 時間適用した場合に重度の壊死を起こしたとの報告(ACGIH(7th, 2001))に基づき区分 1 とした。なお、pH は 12(0.05% w/w) (Merck(14th, 2006))である。また、ヒトへの影響では、皮膚に対して 0.5%–4%溶液で皮膚刺激があり、0.5%溶液を用いた試験でボランティアの 55 および 61%に皮膚刺激があったとの報告(SIDS(2009))がある。EU 分類では C、R35 に分類されている。

眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性	: ウサギ眼に対し、1.2%溶液ないし2%以上の濃度が腐食性濃度との記述 (SIDS(2009))、pH は 12(0.05% w/w) (Merck(14th, 2006))であることから区分 1 とした。ヒトの事故例で高濃度の粉塵または溶液により重度の眼の障害の報告 (ACGIH(7th, 2001))や誤って眼に入り失明に至るような報告 (DFGOTvol. 12(1999))が多数ある。なお、皮膚に対しても腐食性を示し、EU 分類では C、R35 に分類されている。
呼吸器感作性	: データなし
皮膚感作性	: 男性ボランティアによる皮膚感作性試験で、背中に 0.063%–1.0%溶液を塗布して誘導をかけ、7日後に0.125%溶液を再塗布したが、用量依存性の刺激増強はあったが、再塗布したパッチ面の反応の増強は認められなかった。したがって、水酸化ナトリウムには皮膚感作性がなかった。さらに、水酸化ナトリウムは長年広く使用されて来っており、ヒトの皮膚感作性症例の報告も無いことから水酸化ナトリウムは皮膚感作性物質とは考えられないという結論 (SIDS(2009))に基づき、区分外とした。
生殖細胞変異原性	: In vivo 試験のデータとして、マウスに腹腔内投与による骨髄細胞を用いた小核試験 (体細胞 in vivo 変異原性試験) で小核の有意な増加は観察されず (SIDS(2009))、またマウスに腹腔内投与による卵母細胞を用いた染色体異数性誘発試験 (生殖細胞 in vivo 変異原性試験) では染色体不分離の証拠は見出されていない (SIDS(2009))。これらの結果は体細胞及び生殖細胞を用いた in vivo 変異原性試験の結果が陰性であることを示しているので区分外とした。なお、in vitro 変異原性試験として、Ames 試験で陰性 (SIDS(2009))、CHOK1 細胞を用いた染色体異常試験で偽陽性 (SIDS(2009)) の報告がある。
発がん性	: ラットの経口投与 12 週間の発がん性試験で陰性 (DFGOTvol. 12(1999)) などの報告があるがデータ不足で分類できない。
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 粉塵やミストの急性吸入暴露により粘膜刺激に続き、咳・呼吸困難などが引き起こされ、さらにばく露が強いと肺水腫やショックに陥る可能性がある (PATY(5th, 2001)) という記述により区分 1 (呼吸器) とした。なお、潮解性や極小の蒸気圧などの物理化学的特性から粉塵形成はあり得ない (SIDS(2009)) との記述もある。そのほか、誤飲 28 症例で、推定 25–37%溶液 50~200mL により上部消化管と食道の障害が認められたとの報告 (SIDS(2009)) や、深刻な (誤飲) 事故や自殺症例報告は多数あり口腔から食道までの重度の腐食を引き起こしたりする記述 (DFGOTvol. 12(1999)) もある。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 経口、経皮、吸入またはその他の経路による反復ばく露の動物試験データはない (SIDS(2009)) と記述され、また、ヒトに対する影響のデータもほとんどないので、データ不足で分類できない。また、ラットでのエアゾル吸入反復ばく露で肺に傷害を与えたのと記述 (ACGIH(7th, 2001)) があるが、ばく露濃度が不明のため分類できない。なお、潮解性や極小の蒸気圧などの物理化学的特性から粉塵形成はあり得ない (SIDS(2009)) との記述がある。

誤えん有害性 : データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性) : つなぎの法則から、水生環境有害性(急性)区分3とした。

水生環境有害性 長期(慢性) : 水溶液が強アルカリ性となることが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和される。また、水酸化ナトリウムの $\log K_{ow} = -3.88$ から残留性は低いと判断して区分に該当しないとした。
 LC_{50} - 他の水生生物 [1] : 40 mg/L 甲殻類(ネコゼミジンコ属)

魚毒性/その他 : 情報なし。

残留性・分解性 : 急速分解性でない。

生体蓄積性 : 情報なし

生態系 - 土壌 : 情報なし

オゾン層への有害性 : 分類できない: モントリオール議定書の附属書に列記された成分を含まない。

水酸化ナトリウムの環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性) : 甲殻類(ネコゼミジンコ)での48時間 $LC_{50} = 40$ mg/L (SIDS, 2004, 他)であることから、区分3とした。

水生環境有害性 長期(慢性) : 水溶液が強塩基となることが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されるため、区分に該当しないとした。
 EC_{50} - 甲殻類 [1] : 40 mg/l

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上、処理を委託する。

水を加えて希薄な水溶液とし、酸(希塩酸、希硫酸)で中和した後、多量の水で希釈して処理する。

廃アルカリは特別管理産業廃棄物に指定されており、収集・運搬・処分は定められた基準に従って処理する。

汚染容器及び包装 : 容器は洗浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

使用済み包装容器は、内容物を完全に除去した後、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	: IMO の規定に従う。
UN-No. (IMDG)	: UN1824
Proper Shipping Name (IMDG)	: SODIUM HYDROXIDE SOLUTION
Class	: 8
Packing group	: II
Marine pollutant	: Not applicable
Transport in bulk according to Annex II of MARPOL 73/78 and the IBC Code	: CODE Y
航空規制情報	: ICAO/IATA の規定に従う。
UN-No. (IATA)	: UN1824
Proper Shipping Name (IATA)	: Sodium hydroxide solution
Class	: 8
Packing group	: II
国内規制	
陸上規制	: 消防法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法の規定に従う。
海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
国連番号	: UN1824
正式品名	: 水酸化ナトリウム (水溶液)
クラス	: 8
容器等級	: II
海洋汚染物質	: 非該当
MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コード	: 該当 (Y 類)
によるばら積み輸送される液体物質	
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
国連番号	: UN1824
正式品名	: 水酸化ナトリウム (水溶液)
クラス	: 8
容器等級	: II
指針番号	: 154
特別な輸送上の注意	: 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。 輸送に際しては直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行うこと。 車両による運搬時は、運転者にイエローカードを携帯させる。 輸送作業は、取扱いおよび保管上の注意事項に留意して行う。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条

	第 1 号、第 2 号別表第 9)
	水酸化ナトリウム
	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9)
	水酸化ナトリウム
	腐食性液体(労働安全衛生規則第 326 条)
	水酸化ナトリウム
労働基準法	: 疾病化学物質(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1)
	水酸化ナトリウム
消防法	: 非危険物
化審法	: 一般化学物質(監視化学物質・特定化学物質・優先評価化学物質を 1%以上含有しない)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)	: 第 1 種指定化学物質及び第 2 種指定化学物質に該当しない(第 2 条、施行令別表第 1、別表第 2)
毒物及び劇物取締法	: 劇物(指定令第 2 条)
	水酸化ナトリウム
港則法	: その他の危険物・腐食性物質(法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表)
船舶安全法	: 腐食性物質(危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1)
航空法	: 腐食性物質(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)
大気汚染防止法	: 排出規制物質・特定物質・汚染物質・揮発性有機化合物に該当しない
高圧ガス保安法	: 高圧ガスに該当しない
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項(キャッチオール規制)
麻薬及び向精神薬取締法	: 麻薬及び向精神薬に該当しない
海洋汚染防止法	: 有害でない物質(施行令別表第 1 の 2)
	有害液体物質(Y 類物質)(施行令別表第 1)
水質汚濁防止法	: 指定物質(法第 2 条第 4 項、施行令第 3 条の 3)
	水酸化ナトリウム
水道法	: 有害物質(法第 4 条第 2 項)、水質基準(平 15 省令 101 号)
	水酸化ナトリウム
下水道法	: 施行令第 9 条の四の物質に該当しない
火薬類取締法	: 火薬類に該当しない
オゾン層保護法	: 施行令別表の物質を含有しない
悪臭防止法	: 特定悪臭物質に該当しない
農薬取締法	: 農薬に該当しない(法第 1 条の 2)
食品衛生法	: 人の健康を損なう恐れのない添加物に該当する(施行規則別表第 1)
医薬品医療機器等法	: 劇薬(法 44 条、施行規則第 204 条 別表 3)
道路法	: 車両の通行の制限(施行令第 19 条の 13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第 12 号・別表第 2)

16. その他の情報

本データシートは JIS Z 7252 : 2019、JIS Z 7253 : 2019 に準じて作成しています。

- 参考文献
- : 1) ソーダ工業会 SDS 苛性ソーダ(液体)
 - 2) NITE 公開データ 水酸化ナトリウム
 - 3) ソーダ工業会ハンドブック
 - 4) 2019 TLVs and BEIs_ACGIH

記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合には、出典等を良く検討されるか、試験によって確かめられることをお勧めします。

なお、記載のデータや評価に関してはいかなる保証もなすものではありません。また、記載事項は通常取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対象を実施の上、お取扱いをお願いします。製品の譲渡時には SDS を添付して下さい。

SDS の内容に関するお問い合わせ先

株式会社 樋江井商店 品質管理部

TEL : 0587-95-4777

FAX : 0587-95-2738

E-mail : m-hiei@k3.dion.ne.jp